

新商連役員学習交流会

みんなで参加しよう！

「笑顔あふれる元気な民商をつくらう！」が副題の『新商連役員学習交流会』。9月末の土日に新潟市で開催されます。

上越民商独自にも毎年のように役員学習交流会は行われてきましたが、今年には奮発して新潟の宿に一泊することになりました。懇親会も付けて自己負担は無しで参加者を募っています。

元来民商は、役員中心、会員主人公の組織です。ですから、民商会員であれば皆が「俺らが民商」と言えるし、役員が中心となって民商を引っ張って行くことが大切になってきます。

民商という組織を中心となって運営する役員さんは、常日頃から商工新聞をよく読み、自らの経営と暮らしに役立てるとともに、支部・班づくりのために各地からの報告などを参考にしたり取り組んでおられることと思います。

仲間増やし（拡大）もそうですが、組織建設も運動です。これでいいと言って止めてしまえば運動も終わってしまいます。学習も「何歳になっても勉強」と言うように、継続して学習していかなければ知力の向上も図れませんし、人間ですから物忘れもします。



この企画、「役員」と銘打ってあるというところは役員のみと勘違いされそうですが、次期役員に抜擢したいと思われる老若男女の会員さんがおられます。

したら、その方にも声をかけていただき、一緒に参加してください。

土曜日の初日は商工新聞でもお馴染みの浦野税理士による「納税者の権利と税務調査」という題名の講演会が夕方4時からあります。土曜日は仕事の方も多いためですが、午前中のみでの仕事にしてみたい、午後から車何台かで分乗して新潟に向かいたいと思っています。今回は皆が苦手な学習だけではなく、得意な交流も重要なイベントです。講演会が終われば一つ風呂浴びて豪華な料理とお酒で舌鼓。上越

の方だけではなくに新潟県下の大勢の民商の方々と、大いに交流を楽しんでいただければと思います。翌日は分科会や全体会、昼食後3時までの予定で、その後帰路につきます。私も参加したいと思われたあなた。お近くの役員さんに申し出て下さい。一緒に行きましょう！

日程 9月28日(土) 16時〜
9月29日(日) 15時〜
会場 割烹の宿湖畔(新潟市)

《税務調査の時には...》

税務調査の連絡が入った

事前通知の11項目で対

税務調査にあたって納税者に対し事前通知することが原則義務化されました。事前通知により税務署が納税者に通知すべき事項は次の11項目です。

- ① 実地調査を行う旨
- ② 実地調査を行う日時
- ③ 調査を行う場所
- ④ 調査の目的
- ⑤ 調査の対象となる税目
- ⑥ 調査の対象となる期間
- ⑦ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑧ 調査の相手(納税者)の氏名および住所
- ⑨ 調査担当署員の氏名および所属
- ⑩ ②と③は変更可能であること
- ⑪ ④〜⑦で通知されなかった事項についても、非違が疑われる場合には、質問検査などを行うことができること

税務署から電話があった時には、メモを取り、11項目すべてを通知したかを必ず確認しましょう。

役員・事務局にすぐに連絡

班・支部で対策会議を開

事後調査(立ち合い)

立ち合いは「税務署員の密室の犯罪」を防止するもので、憲法13条「個人の尊重、幸福追求権」、31条「適正手続きの保障」を確保するために不可欠です。納税者の権利を守るために尊重されなければなりません▼立会人を置くかどうか、誰を立会人にするかは納税者が決めることです。納税者の私的権利に属する問題で、税務署員がとやかくいう問題ではありません▼税務署員は守秘義務を理由に立会人を排除しようとしませんが、間違いです。税務署員に課せられた守秘義務は、国民のプライバシーを当局側が漏らすことを禁止しているもので、第三者の立会人には関係ありません。(民商・自主計算パンフレットより)

民商では、不当・違法な税務調査に異議を唱えるものであり、正当な税務指導や税法を含めた制度管理としての税務調査に反対するものではありません。民商では、不当・違法な税務調査を許さないために「税務調査の10の心得」(裏面)を会員に提示して、いざという時に適切な対応が出来るよう学習しています。



新潟県母親大会 in

村上ふれあいセンター

9月22日(日) 観光バスにて

糸魚川市役所前 午前6時出発
旧上越の湯前(富岡) 6時半集合
柿崎派出所前 7時集合

※参加費800円(交通費及び昼食弁当代は婦人部より補助します)

【記念公演】

講師 香山リカさん(精神科医)
テーマ 自分を信じて次の世代を育てる〜精神科医からのアドバイス〜

※参加を希望される方は8月26日までに民商へ連絡下さい。
なお、母親大会物資の「そうめん」